

# 体育・スポーツ施設に関する調査研究

## 仕 様 書

令和 2 年 6 月 1 9 日  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）

## 1 委託事業名

体育・スポーツ施設に関する調査研究

## 2 事業の目的

スポーツ庁では、地方公共団体によるスポーツ環境整備の取組の促進を目的として、地域におけるスポーツ施設の数や利用可能時間、情報のオープン化の状況等を総合的に評価する「スポーツのしやすさ指標（仮称）」を開発するとともに、同指標を活用した全国の自治体への普及啓発手法を検討する。

## 3 成果物

報告書5部と電子媒体（PDF 及び Word 等のオリジナルデータ）によって納品すること。

## 4 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和3年3月19日

## 5 委託事業の内容

「2 事業の目的」を踏まえ、以下（1）～（3）のとおり体育・スポーツ施設に関する調査研究をするために係る一連の事業を実施すること。

### （1）「スポーツのしやすさ指標（仮称）」の精査

「令和元年度体育・スポーツ施設に関する調査研究（体育・スポーツ施設現況調査等を活用した地域スポーツ環境の分析等）」で整理した指標項目案について、自治体（5団体程度）を対象にヒアリングを行い、既存データの入手しやすさや指標の活用しやすさ等の観点から指標項目の整理を行う。また、指標項目の整理等を踏まえ、体育・スポーツ施設現況調査における調査項目等の見直しについても検討する。

### （2）指標を活用した全国の自治体への普及啓発手法の検討

（1）を踏まえながら、指標を活用した全国の自治体への普及啓発手法（例えば、ランキングの公表や優良自治体の表彰等）を検討する。その際、指標活用の阻害要因を整理するとともに、その解決方法についても検討する。

なお、検討において指導、助言を得るため、学識経験者、民間企業等（5名程度）へのヒアリングを実施するが、ヒアリング先の選定については、スポーツ庁と契約締結後、打合せし、決定するものとする。

### （3）報告書の取りまとめ

（1）及び（2）の結果について、報告書を取りまとめる。

報告書の形式は、A4版・5部、電子媒体（CD-R）1部とする。

## 6 応札者に求められる要件

### (1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は別添の総合評価基準に基づくものとする。

### (2) 要求要件の詳細

#### 1 実施内容

##### 1-1 事業の実施方針

- \* 1-1-1 仕様書記載の本事業内容について全て提案されていること。  
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

##### 1-2 事業方法の妥当性、独創性

- \* 1-2-1 事業の内容、方法が明確になっていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の調査の実施に係る提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- \* 1-2-2 事業の実施・分析を行う方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

##### 1-3 作業計画の妥当性、効率性

- \* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。

#### 2 組織の経験・能力

##### 2-1 組織の類似事業の経験

- \* 2-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があること。〔類似事業の実績内容により加点する。〕

##### 2-2 組織の事業実施能力

- \* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。
- \* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

#### 3 業務従事予定者の経験・能力

##### 3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業を実施した実績がある、又は過去に委員会の運営をした実績があればその内容に応

じて加点する。

### 3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していればその内容に応じて加点する。

## 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

### 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。)

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る))

○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

## 7 検 収

スポーツ庁は、受託者が納入した納入品につき、仕様書の記載事項が満たされていることを、スポーツ庁、受託者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とする。

## 8 守秘義務

受託者は、本調査事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。

受託者は、本調査事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

## 9 届出義務

受注者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

## 10 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行い決定するものとする。